

出産・子育て応援事業に関するQ&A【出産・子育て応援ギフト編】

R7.9.12作成

番号	項目	質問	回答
1	内容	出産・子育て応援ギフトとはなんですか。	<p>妊娠届や出生届を提出された妊産婦等に対し、出産や育児の見通しと一緒に立てるなどの面談（伴走型相談支援）終了後に妊娠期、出産後にそれぞれ応援ギフトを給付します。</p> <p>吹田市のギフト内容は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 出産応援ギフト…Amazon育児支援券 3万円相当+はぐみクーポン 2万円相当 (2) 子育て応援ギフト…Amazon育児支援券 5万円相当 <p>※ただし、令和6年3月31日までに妊娠届を提出された方及び令和6年3月31日までに生まれた子を養育する方については、従来通り現金による給付を行います。</p>
2	対象者	対象者を教えてください。	<p>対象者は以下のとおりです。</p> <p>【出産応援ギフト】 妊娠届出時の面談を受けた「妊婦」 令和5年2月1日以降妊娠届出を提出された方 (妊娠中に転入された方、流・死産された方含む)</p> <p>【子育て応援ギフト】 面談を受けた「出生した新生児を養育する者」 令和5年2月1日以降に出生した新生児</p>
3	対象者	妊娠届出後に流産・死産となった場合も、出産応援ギフトの対象になりますか。	対象になります。（この場合、面談は任意になります。）
4	対象者	妊娠届出後に中絶をした場合も、出産応援ギフトの対象になりますか。	妊娠届出時等に面談を受けている場合は対象になります。
5	対象者	代理人が母子健康手帳の交付を受けた場合、出産応援ギフトの対象になりますか。	出産応援ギフトは面談を受けた「妊婦」の方が対象となります。 そのため、代理人の方が母子健康手帳の交付を受けた場合は、後日改めて妊婦の方と面談を行うことで対象となります。
6	申請	妊娠検査薬で陽性と出たので、妊娠届を提出しても良いですか。	医師が「胎児心拍」を確認し、妊娠の確定を受けた方の届出を受付けています。
7	申請	吹田市で妊娠届出時に面談を受け、その後他の自治体へ転出した。 この場合、吹田市と転出先の自治体のどちらへ出産応援ギフトを申請すれば良いですか。	今後の子育てサービス等の情報を知るためにも、転出先での面談、申請をお勧めします。 どちらの自治体でも申請可能ですが、 両方の自治体からギフトを受給することはできませんのでご注意ください。
8	申請	必ず面談しないとギフトの申請ができないのですか。	原則、面談をしないとギフトを申請することができません。 ただし、以下の場合においては面談は任意とします。
			<p>【出産応援ギフト】 申請前に流産又は死産した場合</p> <p>【子育て応援ギフト】 申請前に対象の新生児が死亡した場合</p>
9	申請	ギフトの申請方法、提出物を教えてください。	<p>【出産応援ギフト】 妊娠届出時の面談終了後、その場で電子申請用二次元コードをお渡します。</p> <p>【子育て応援ギフト】 出生後の面談又は新生児訪問終了後、その場で電子申請用二次元コードをお渡します。 ※いずれのギフトもオンラインの場合は面談後に、現住所に電子申請用二次元コードを送付します。 電子申請用二次元コードを読み取り、電子申込システムにアクセスの上、申請情報を入力してください。</p>
10	申請	申請期日はいつですか。	<p>【出産応援ギフト】 妊娠中です。（原則出産後は申請不可）</p> <p>【子育て応援ギフト】 電子申請用二次元コード配付後1ヶ月以内です。</p>
11	申請	申請者(妻)とは別の人(夫)に送付してもらうことは可能ですか。	送付先は、原則申請者に限ります。やむを得ず、別の方（代理人）への振り込みを希望する場合は、申請者の同意が必要です。 現金の振込先についても同様です。
13	申請	里帰り出産先でも申請することは可能ですか	里帰り先で出生届出後に、助産師等による家庭訪問等の面談を受けることで、申請することは可能です。詳しくはホームページをご確認ください。
14	給付	ギフトはいつ送付されますか。	<p>原則、申請月の翌々月末までに送付予定です。 ギフト送付の完了をもって支給決定とし、通知等の送付はありません。</p> <p>現金については、原則、申請月の翌々月末までに振込予定です。 振込名は「スイタシスコヤカオヤコシツ」と印字されます。 口座振込の完了をもって支給決定とし、通知等の送付はありません。</p>